

平成２８年７月１９日
法 務 省 民 事 局

平成２８年（２０１６年）熊本地震により登記の申請をすべき期間
に登記の申請ができなかった場合について

建物の滅失登記、会社・法人等の役員変更登記等の申請で、法令上、申請をすべき期間が定められている場合であっても、平成２８年（２０１６年）熊本地震の影響により、その期間内に登記の申請をすることが困難であったと認められるときは、その不履行について不利益な取扱いはしないこととしましたので、お知らせします。

※ 平成２８年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成２８年政令第２１３号）が平成２８年５月２日に公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第８５号。以下「特別措置法」といいます。）第２条第１項の特定非常災害として、平成２８年熊本地震による災害が指定されるとともに、特別措置法第４条第１項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限が平成２８年７月２９日とされましたが、平成２８年７月３０日以降に不履行があったものについても、平成２８年熊本地震の影響によりその不履行が生じた場合は、不利益な取扱いはしないこととします。